

「G20諸国の貿易・投資措置に関する報告書(第6版)」 (概要)

平成23年10月26日
経済局 国際貿易課

10月26日、「G20諸国の貿易・投資措置に関する報告書(第6版)
(注)」が、WTOによって作成・公表されたところ、ポイント次のとおり。

【報告書のポイント】

- 輸出制限をはじめ、新たな貿易制限的措置は引き続き増加傾向(新たに108件)。この中には、G20のコミットメントに反するものもある。
- 既に導入された貿易制限的措置の撤廃は進まず(128件、全体の19%)。
- 欧州における信用不安、急激な為替変動、失業率の上昇等により世界経済の下方リスクが高まり、世界貿易の伸びが鈍化(本年の年間見通しを6.5%から5.8%に修正)。

(注)本報告書は、世界経済・金融危機を受けてとられる保護主義的貿易措置を監視するため、2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットにおけるG20首脳の要請に基づき、定期的にWTOが作成・公表しているもの。今回の報告書は、第6版であり、2011年5月から10月までの間にG20諸国によりとられた措置(WTO協定等と整合的な措置も含む)が対象。

1. 報告書の概要(抄)

(1)過去6か月間、G20諸国による、新たな貿易制限的措置への依存が弱まる兆候及び、既存の貿易制限的措置を撤回するための一層の努力が払われる兆候は見られなかった。各国経済が困難に直面している現在、保護主義圧力が勢いを増しているが、自国産業を保護する政策は、世界経済の下方リスクを高める。G20諸国は、世界経済の成長に向け、自由貿易の恩恵に対する信頼を各国の経済政策の中心に置くことに緊急の注意を向ける必要がある。

(2)本年5月以降の半年間において導入された新たな貿易制限的措置は、108件であった。これらの措置の対象産品は、G20の輸入の約0.6%に当たる(機械、

機械設備、鉄鋼製品、電気機械・設備、有機化学品、プラスチック、人工絹糸(レーヨン)製品等)。

- (3) 前回の報告書同様、この半年間においても食料品及び一部の鉱物等について輸出制限措置が増加している。これらの措置はG20のスタンドスティルのコミットに反する。輸出制限措置は、輸出製品の価格操作や自国産業の生産拡大に利用され得るところ、輸出制限措置に関する自制及び多国間協力が必要。
- (4) モニタリング作業開始後に導入された貿易制限的措置のほとんどが現在も適用されており、貿易制限的な674の措置のうち、19%が撤回されたのみである。結果的に、金融危機後に導入された貿易制限的措置が世界貿易に対して累積的に与える影響は増加基調にあり、2%を超えている。この数値はあまりにも高く、緊急に対処されるべき。
- (5) 自然災害の影響及び国家予算、信用条件、政府債務危機等の問題に直面している先進国の経済の失速等により、2011年の世界貿易の伸び率(前年比)の見通しは当初の6.5%から5.8%(先進国は3.7%、途上国は8.5%)に下方修正された。
- (6) 多角的貿易体制はこの危機の間、自由貿易の維持に有効に機能しており、加盟国はこの体制を将来に向けて、維持・強化する必要がある。そのためには、G20諸国は、ドーハ・ラウンド交渉の停滞を打破する方法を見つけるために、指導力、現実性の発揮、決断力を示す必要がある。

3. 新たに導入された措置(2011年5月-10月中旬)

国名	措置
日本	「円高対応緊急パッケージ」: 1年間の時限措置として、JBICを通じた1000億ドルの基金の創設 (原発事故に関連して諸外国がとった輸入制限措置についても記載あり)
中国	レア・アース11品目及び一部の非鉄金属の第2次輸出割当
インド	再生可能エネルギー(太陽光, 太陽熱)案件に関わる国内産品の優先調達要求
ロシア	小麦等穀物の輸出禁止
ブラジル	ローカル・コンテンツ要求を満たす自動車等についての工業製品税(IPI)の減免 「バイ・ブラジリアン」条項を含む政府調達に係る法律
オーストラリア	「バイ・オーストラリアン」スキーム

(了)